

2025年4月21日

各位

会社名 新報国マテリアル株式会社
代表者名 代表取締役社長 成瀬 正
(コード番号: 5542 東証スタンダード)
問合せ先 総務部長代理 大和田真広
TEL:049-242-1950

当社取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月2日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 30,200株
(3) 処分価格	1株につき 688円
(4) 処分価格の総額	20,777,600円
(5) 割当予定先	当社取締役 3名 9,000株 当社取締役監査等委員 3名 3,000株 当社従業員 22名 18,200株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

(1) 譲渡制限付株式報酬制度（従業員向け）

当社は、2017年10月4日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上に向けた従業員の意欲を高めるためにインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の従業員を対象とするインセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度（取締役向け）

当社は、2018年2月20日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に当社取締役を対象とする本制度を導入することを決議しております。そして、2018年3月28日開催の第85回定時株主総会において、本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するために、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して年額45百万円以内（社外取締役6百万円以内）、監査等委員である取締役に対して年額15百万円以内で金銭報酬債権を支給すること等につきご承認いただいております。

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、①当社の取締役6名（以下、「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計8,256,000円、②当社従業員22名（以下、「対象従業員」といいます。）に対し、上記目的を達成すべく、また福利厚生の一環として金銭報酬債権合計12,521,600円を付与することを決議いたしました。

また、自己株式の処分の方法により当社の普通株式を対象取締役及び対象従業員に処分することとし、当社の処分する普通株式の数は、30,200株とすることにいたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当対象者28名を割当予定先として、対象者が当社に対して有する金銭債権の全部を出資財産として現物出資の方法により払込み、当社が処分する普通株式、すなわち本割当株式について引き受けることとなります。

3. 対象取締役及び対象従業員と締結する譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社が対象取締役及び対象従業員との間において締結する予定の譲渡制限付株式割当契約の概要は、以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間 2025年7月2日から2026年7月1日

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は、対象取締役及び対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役及び対象従業員が保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了、死亡、定年及びその他正当な事由）により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位のいずれも退任、退職した場合の取扱いは、下記(3)に記載のとおりといたします。

(3) 譲渡制限期間中に、割当対象者が当社取締役会が正当と認める事由により退任、退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

退任、退職直後の時点

②譲渡制限の解除対象となる株式数

割当対象者が、退任、退職した時点にて保有する本割当株式の数に、本割当株式に係る払込期日を含む月から退任、退職した日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた株式数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てる。）

(4) 当社による本割当株式の無償取得

上記(2)及び(3)等の事由により、譲渡制限が解除されなかった本割当株式について、当社は、当該解除時点の直後の時点をもって、当然に当該株式を無償で取得します。

(5) 本割当株式管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するため、各割当者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間において契約を締結しております。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式数に、本割当株式に係る払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生じる場合、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価格につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2025年4月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である、688円としております。これは本自己株式処分に係る取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものであると考えております。

以上